



産業廃棄物

1 産業廃棄物

事業活動に伴って発生する20種類の廃棄物を「産業廃棄物」と呼びます。「産業廃棄物」に該当する廃棄物は、次のとおりです。



「燃え殻」、「汚泥」、「廃油」、「廃酸」、「廃アルカリ」、「廃プラスチック類」、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「鉱さい」、「がれき類」、「動物のふん尿」、「動物の死体」、「ばいじん」、「動物系固形不要物」及び「廃棄物を処分するために処理したもの」 ※一部の品目については、特定の業種・事業活動から排出されるものに限ります。

2 不適正処理の監視、指導

2005年4月1日から各区の資源循環局事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設して、不適正処理に対する迅速な対応を図っています。また、産業廃棄物対策課に県警OB職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案には厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行っています。

【問合せ先】 産業廃棄物対策課 電話：671-4090 FAX：651-6805 または各区の資源循環局事務所(P.29)

3 排出事業者指導

横浜市内に約12万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入検査を行い、廃棄物の発生状況の確認や適正処理のための指導を行います。また、廃棄物の適正処理について解説した手引書の作成や説明会の開催により、事業者への啓発も行っています。



【問合せ先】 産業廃棄物対策課 電話：671-2513 FAX：651-6805

4 PCB 廃棄物の適正処理

PCB 廃棄物については、下表のとおり、法に基づき所定の期間内に処分を完了しなければなりません。特に、高濃度のPCBが含まれている廃棄物(高濃度 PCB 廃棄物)については、早急の対応が必要です。市内にある全ての PCB 廃棄物が処分期間内に確実に処理されるために、立入指導、アンケート調査等を実施しています。

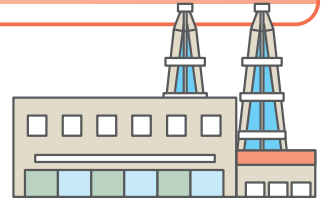
PCB廃棄物の処分先と処分期間

廃棄物種類		処分先	処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー等	JESCO 東京	2022年3月31日 まで
	安定器等	JESCO北海道	2023年3月31日 まで
低濃度PCB廃棄物		無害化処理認定施設等	2027年3月31日 まで

5 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物の処理施設には、汚泥の脱水施設、廃プラスチック類の焼却施設、木くず又はがれき類の破碎施設等の中間処理施設と最終処分場があります。これらの施設を新設する際には、設置許可手続きにさきかけ、周辺環境に配慮した計画となるよう事前協議で調整を行います。

供用開始後は、報告徴収や立入を行い、適正な施設管理を指導しています。



【問合せ先】産業廃棄物対策課 電話:671-2515 FAX:651-6805

6 処理業者指導

他人の産業廃棄物を運んだり処分したりする場合には、それぞれ産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可が必要です。

特に、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境にかかる被害を生ずるおそれのある廃棄物は、特別管理産業廃棄物となりますので、これらを運んだり処分したりする場合には、それぞれ特別管理産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可が必要です。

横浜市では、この許可制度などを通じて、産業廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）が適正処理を行うよう指導しています。

「優良認定制度」

優良

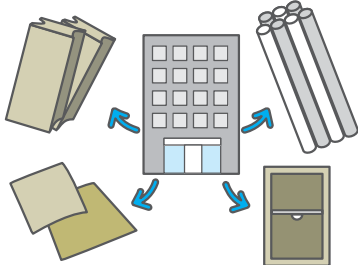
産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産廃処理業者を、廃棄物処理法に基づき審査し認定する制度です。

横浜市長の許可する優良認定業者の一覧を、横浜市資源循環局ウェブサイト内に掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/sanpai/02gyo/03yuuryo/>

【問合せ先】産業廃棄物対策課 電話:671-2511 FAX:651-6805

7 建設リサイクル



建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（通称：「建設リサイクル法」）に基づく届出書の審査や現場パトロールによる分別解体等の指導を行っています。

また、建設リサイクル法の対象外となっている床面積 80m² 未満の建築物の解体工事についても、「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、建設リサイクル法と同様に届出書の審査や現場パトロールを行っています。

【問合せ先】産業廃棄物対策課 電話:671-3446 FAX:651-6805

8 自動車リサイクル

2005年1月1日から、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（通称：「自動車リサイクル法」）が施行されています。自動車リサイクル法は、自動車メーカーなどの関連事業者や自動車の所有者にそれぞれ役割を定め、廃棄物の削減と資源の有効利用を目的とした法律です。

使用済自動車の引取りや解体等の行為は、登録または許可を受けなければ、行うことができません。

許可を受けた事業者等に対して立入調査を実施し、資源化及び適正処理について指導を行っています。

また、この法律では国内で使用される自動車のほぼすべてが対象となり、自動車の所有者にはリサイクル料金の支払い義務が生じます。

リサイクル
料金



なお、支払い方法等詳細については、公益財団法人 自動車リサイクル促進センターへお問い合わせください。
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 電話:050-3786-7755 ウェブサイト:<http://www.jarc.or.jp/>

【問合せ先】産業廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:651-6805